

特別支援学校における医療的ケア運営協議会確認事項

特別支援教育課

1 「長野県：特別支援学校における医療的ケア事業マニュアル」について

(1) 摂食機能障害等へのケア

No.	質問・意見	確認事項
1	「実施者」の表中 6 内服薬の注入とあるが、内服薬には座薬が含まれるか。	経管栄養の内容として座薬を拡大解釈することはできない。
2	註釈(*3)(*4)のところで、学校看護師が注入する場合もダブルチェックをするのか。	安全確保の観点から、ダブルチェックをお願いします。
3	実施者の表を見ると、「一般教諭」が注入の準備までできるとなっていますが、せめてステップ1, ステップ2の研修終了者にしていきたい。	「一般教諭」とは「担任等学校生活において児童生徒の状態を理解して把握できている教員」をさします。だれでも該当するのではなく、当該児童生徒の教育に直接関わっている担任、担当を想定している。(用語の説明のとおり)
4	最後の注入開始の確認は看護師さんにやってもらえばいいので、保護者が立ち会って行うステップ3への必要性があまりないのではないか。	ステップ3は、各々のお子さんの状況に合わせて担当教員が研修を行うもので、そのお子さんのケアをしている保護者から教えていただく内容があり、ステップ3での立会いは必要であると考えます。

(2) 排泄機能障害等へのケア

No.	質問・意見	確認事項
1	註釈(*1)の部分で、登校時の健康状態の確認のみでなく、導尿前も健康状態を確認するのか。	健康状態の急変する可能性のあるお子さんであるということや安全確保の観点から、学校で実施する際には常に健康状態を確認することが必要であると考えます。
2	自己導尿の補助については、今後も医療的ケアと見なして、研修を実施していくのか。	「病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。」ことから今後も担当する教員が研修を受けることは必要と考えます。

(3) 呼吸機能障害等へのケア

No.	質問・意見	確認事項
1	実施者の7咽頭より手前(鼻腔より)の吸引(*5)について、現時点での鼻腔からの吸引の可否は。	「鼻からの吸引や、口から咽頭の奥までの吸引は、『一般論として安全である』と言い難い。」ことから鼻腔からの吸引はできない。
2	註釈(*1)で、吸引は必要に応じて回数も増える場合もあり、またすぐ吸引を必要とする場合もある。その度に健康チェックをするのか、登校時のチェックのみではいけないのか。	健康状態の急変する可能性のあるお子さんであるということや安全確保の観点から、学校で実施する際には常に健康状態を確認することが必要である。健康チェック用紙についてはヒヤリハット・アクシデント報告書とともに統一した様式を作るかについて、今後特別支援学校養護教諭委員会等で検討していく。

(4) その他

No.	質問・意見	確認事項
1	実施上の留意点で、「直ぐに看護師と連携が取れる体制づくり(看護師が同じ部屋にいる等)」と書かれています。携帯電話で直ぐに看護師と連携が取れる体制であれば()内の同じ部屋にいる等の「等」に含まれると考えてよいか。	常に連絡がとれる体制を取り、校内にいることで「等」に含まれる。
2	宿泊行事の際「浣腸、摘便」の処置を行う必要に迫られることがあり、これを行ってよいかどうか判断に迷うことが多い。このことについての記述がないので、明記していただきたい。	浣腸については、市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器を用いて浣腸することは可能である。しかし、摘便については実施することはできない。

2 ヒヤリハット・アクシデント報告書について

No.	質問・意見	確認事項
1	どんなことをヒヤリハット・アクシデントに含むのかといった具体例や報告書の様式を長野県で統一していただけると良いと思います。	ヒヤリハット・アクシデント報告書については健康チェック用紙とともに統一した様式を作るかについて、今後特別支援学校養護教諭委員会等で検討していく。
2	今後の「ヒヤリハット・アクシデント報告書」の扱いについて	まずは安全確保という目的をはっきりさせることが大切。報告することが処罰等の対象となるのではないかという不安ではなく、小さな注意の積み重ねが大きな事故を予防することにつながります。

3 特別支援学校医療的ケア実施要綱について

No.	質問・意見	確認事項
1	(医療的ケアの実施)第11には、「前年度から継続して医療的ケアを受けようとする場合は、実施年度ごとに医療的ケア実施申請書を提出するものとする」とあるが、実施申請提出後の手続きについても、実施年度毎行う必要があるのか。	医師の指示書は6ヶ月ごと更新し、指示書の内容にそって変更されれば新たに様式8で変更申請をお願いします。また、変更がなくても実施年度ごと校内委員会で責任を持って確認・検討をお願いします。
2	(医療的ケアの実施)第11 2に付加「保護者に説明すると共に書面にて同意を得る。」理由 説明のみでは不安であり、きちんと書面で残す必要がある。	十分保護者の理解を得て、例えば様式第6号の特記事項の欄を利用したり、必要に応じて書面で残すことも可能です。
3	医療的ケアの申請がない児童生徒で、誤嚥等により万が一吸引が必要になった場合は、緊急時と見なして、看護師や養護教諭が吸引を実施してよいか。	「緊急時とみなして」実施することはできない。「緊急時」には生命を守る意味で実施しても違法性はなく、むしろ何もしないほうが問題となる。

4 その他

No.	質問・意見	確認事項
1	緊急時の応急処置を個別対応マニュアルに入れることは可能か。	救命救急措置ということであれば、一般に研修を受ければ誰でもできる。
2	看護師の勤務の月20日までをはずしてほしい。	勤務条件の立場からできない。